

令和7年10月29日

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 契約金額が100万円以上は契約書を作成します。
- 4 件名リスト

| 一連<br>番号 | 件<br>名  | 納 入 (履 行)<br>場 所             | 納 期<br>(履行期限) | 見積り依頼書<br>公 告 日 | 見 積 書<br>提 出 期 限  | 見 積 合 わ せ<br>の 日 時 | 防衛省競争<br>参加資格 | 備 考 |
|----------|---------|------------------------------|---------------|-----------------|-------------------|--------------------|---------------|-----|
| 53       | 燃料計量機据付 | 陸上自衛隊伊丹駐屯地<br>(伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1) | 8.3.31        | 7.10.29         | 7.11.11<br>13時00分 | 7.11.11<br>13時00分  |               |     |

- 5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番地1

陸上自衛隊伊丹駐屯地 会計隊本部契約班 (担当:長峯)

電話番号 072-782-0001 (内線:3424) FAX番号 072-782-0035

仕様書の問い合わせ先 伊丹駐屯地業務隊 (担当:岩下 内線3137)

(QRコードについては公式サイトにアクセスできます。)



調達要求番号：第 5RL01AZ0076 号

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 |         |       |                |
|-----------------|---------|-------|----------------|
| 物品番号            |         | 仕様書番号 |                |
| 名 称             | 燃料計量機据付 | 承認    | 令和 年 月 日       |
|                 |         | 作成    | 令和 7年 10月 2日   |
|                 |         | 変更    | 令和 年 月 日       |
|                 |         | 作成部隊等 | 伊丹駐屯地業務隊補給科補給班 |

件 名

燃料計量機据付（撤去・据付を含む。）

## 1 役務に関する要求

## 1.1 一般的要求事項

この役務に関する要求事項は、既存の燃料計量機撤去し、据付後、燃料計量機の使用に必要な検査及び申請等を行うものとする。

## 1.2 据付（実施場所・機材）

| 実施場所  | 機材等                                  | 台数 |
|---|--------------------------------------|----|
| 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1<br>陸上自衛隊伊丹駐屯地<br>072-782-0001<br>(内線3137)<br>担当者：岩下1曹 | 品目：燃料計量機、地下タンク用、<br>三相（標準型）<br>燃種：灯油 | 1  |

## 1.3 役務内容

## 1.3.1 据付完了期限

令和8年3月31日とする。

## 1.3.2 据付要領

据付に関する工事・調整及び検査等については、契約の相手方の責任において実施するものとする。

## 1.3.3 撤去器材の処置

撤去した器材においては、官側において処分を実施する。

## 1.3.4 使用資材

据付および検査に必要な資材等は、契約相手側が準備する。

## 1.3.5 外 観

据付後の外観は、有害なきず、割れ、その他欠陥がなく、各部に仕上がりは、良好なものとする。

### 1.3.6 関係機関の申請等

消防法に基づく申請等については、契約相手側が申請を行うものとする。

## 2 品質保証

### 2.1 校正

据付後、燃料計量機（ノズル含む。）の精度を確認するため、官側立会のうえ校正を実施するものとする。

### 2.2 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領による。

## 3 その他の指示

### 3.1 提出書類

表に出す伊丹駐屯地業務隊補給科に提出するものとする。

|   | 提出書類         | 部数 | 提出時期       | 備考   |
|---|--------------|----|------------|------|
| 1 | 工程表          | 2  | 据付工事実施前    | 様式随意 |
| 2 | 機能点検成績書      | 2  | 機能点検後速やかに  | 様式随意 |
| 3 | 作業記録（役務完了調書） | 2  | 役務完了後、速やかに | 様式随意 |
| 4 | 役務写真         | 1  | 役務完了後、速やかに | 様式随意 |

### 3.2 保全

保全は、次による。

- a) 立入に際しては、駐屯地の所定の手続きを行うものとする。
- b) 作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱など）は、駐屯地の規則及び駐屯地の関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。
- c) 契約の相手方は本契約の履行に当たり、直接または、間接に関わらず知りえた事項の万全を期すとともに、別途利用その他への公表等防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

### 3.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止の措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対して注意を喚起するものとする。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

### 3.4 その他

その他は、次による。

- a) この役務履行で発生した梱包資材及び産業廃棄物は、契約の相手方が処分するものとする
- b) この役務に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して履行するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) この役務完了時には、整理整頓を確実にを行うとともに、仮設物等の撤去を役務期間内に完了するものとする。
- d) 作業の実施に当たっては、午前9時から午後4時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地管理者との調整によって所要の手続きをとるものとする。

### 3.5 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。



# 市場価格調査書

【陸上自衛隊伊丹駐屯地】

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。各項目に記入の上、令和7年11月11日までにFAX(072-782-0035)に送信をしてください。陸上自衛隊伊丹駐屯地 会計隊契約班 担当:長峯

※市場価格とは  
市場の中での取引価格であり、入札(見積)する金額とは異なりますのでご注意ください。

分任契約担当官 陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部 業務科長 加藤 江利菜 殿

令和 年 月 日  
住所等

¥

(各金額には消費税を含まない。)

(単位:円)

|    | 品名                       | 規格      | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 |
|----|--------------------------|---------|----|----|----|----|
| 1  | 燃料計量機据付                  | 仕様書のとおり | ST | 1  |    |    |
| 2  | 積算内訳書を添付してください(書式は貴社様式)。 |         |    |    |    |    |
| 3  |                          | 一以下余白一  |    |    |    |    |
| 4  |                          |         |    |    |    |    |
| 5  |                          |         |    |    |    |    |
| 6  |                          |         |    |    |    |    |
| 7  |                          |         |    |    |    |    |
| 8  |                          |         |    |    |    |    |
| 9  |                          |         |    |    |    |    |
| 10 |                          |         |    |    |    |    |
| 11 |                          |         |    |    |    |    |
| 12 |                          |         |    |    |    |    |
| 13 |                          |         |    |    |    |    |
| 14 |                          |         |    |    |    |    |
| 15 |                          |         |    |    |    |    |
| 16 |                          |         |    |    |    |    |
|    | 合 計                      |         |    |    |    |    |